

名古屋市告示第31号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり休止の届出がありました。

令和 7年 1月24日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
しょうなん調剤薬 局元宮店	名古屋市昭和区元宮町 5丁目14番地 の 3	令和 6年11月 1日
くるみ調剤薬局な かがわ店	名古屋市中川区水里二丁目 333番地 の 2	令和 6年12月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課